

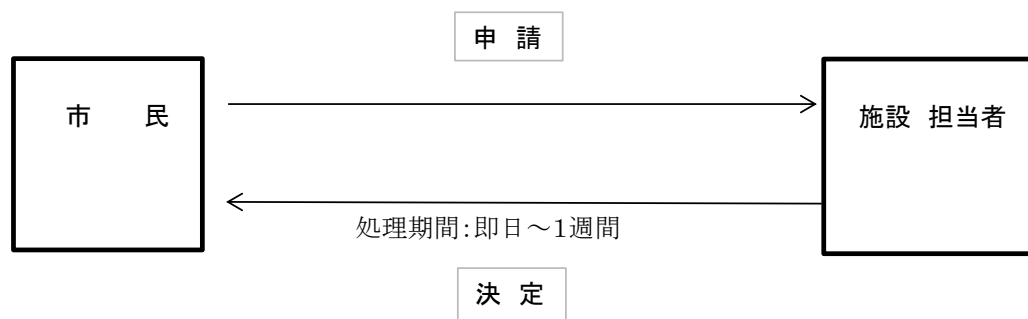
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 32

処 分 名	使用変更・中止の許可	
処 分 の 概 要	使用変更・中止を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山中央公園体育施設条例施行規則(平成20年規則第31号)	
条 項	第6条	
所 管 課	スポーティングシティ推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日から1週間	
標 準 処 理 期 間	計 即日から1週間	
判 断 基 準	<p>松山中央公園体育施設条例第4条第1項の各号に該当しない場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益を害するおそれがある場合</li> <li>・管理上支障があると認める場合</li> <li>・その他市長が不相当と認める場合</li> </ul> <p>【根拠法令等】 松山中央公園体育施設条例施行規則 (使用の変更及び中止)</p> <p>第6条 使用者が許可された事項を変更しようとするときは、速やかに松山中央公園体育施設使用変更許可申請書(様式第11号)に許可書を添えて市長に提出し、松山中央公園体育施設使用変更許可書(様式第12号)の交付を受けなければならない。</p> <p>2 使用者が許可された事項を中止しようとするときは、松山中央公園体育施設使用中止届(様式第13号)に許可書又は松山中央公園体育施設使用変更許可申請書を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>●審査基準 松山中央公園体育施設条例 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。</li> <li>(2) 体育施設等の管理上支障があると認められるとき。</li> <li>(3) その他市長が使用を不相当と認めるとき。</li> </ol>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。